

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。(下記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

利用時間 9:00 ~ 16:00 食事代は含まれておりません。昼食代は別途(450円)です。

①通所介護<通常規模型 7時間以上8時間未満>(1回あたり)

介護度	利用料	入浴介助 加算(Ⅰ)	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	利用者負担(合計金額)		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要介護1	6,550円	400円	220円	717円	1,434円	2,151円
要介護2	7,730円			835円	1,670円	2,505円
要介護3	8,960円			958円	1,916円	2,874円
要介護4	10,180円			1,080円	2,160円	3,240円
要介護5	11,420円			1,204円	2,408円	3,612円

②通所型サービス

総合事業対象者(週1回程度)・要支援1

利用頻度	基本利用料	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月4回まで	3,840円/1回	880円/月	$384円 \times \text{回数} + (88)$	$768円 \times \text{回数} + (176)$	$1,152円 \times \text{回数} + (264)$
月4回越え	16,720円/月		1,760円	3,520円	5,280円

総合事業対象者(週2回程度)・要支援2

利用頻度	基本利用料	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月8回まで	3,950円/1回	1,760円/月	$395円 \times \text{回数} + (176)$	$790円 \times \text{回数} + (352)$	$1,185円 \times \text{回数} + (528)$
月8回越え	34,280円/月		3,604円	7,208円	10,812円

③通所型サービスA

総合事業対象者（週1回程度）・要支援1

利用頻度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月4回まで	2,690円/1回	269円×回数	538円×回数	807円×回数
月4回越え	11,700円/月	1,170円	2,340円	3,510円

総合事業対象者（週2回程度）・要支援2

利用頻度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月8回まで	2,770円/1回	277円×回数	554円×回数	831円×回数
月8回越え	24,000円/月	2,400円	4,800円	7,200円

☆コロナウイルス感染症対策評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%を乗じたものを加算として上乗せさせていただきます。

☆サービス提供体制強化加算（I）は、介護職員のうち、介護福祉士の資格者を70%以上配置している。または、勤続10年以上の介護福祉士の資格者を25%以上配置しているため加算させていただきます。

☆認知症加算は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対しての加算で600円（1割負担60円・2割負担120円・3割負担180円）となります。認知症加算とは、介護職員や看護職員が指定基準より2人以上多く配置し、利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20%以上であること。また、認知症介護実践者研修等を修了した職員が配置されているため、加算させていただきます。

☆家族が送迎した場合は、片道470円（1割負担47円・2割負担94円・3割負担141円）減算となります。

☆延長利用時は、下記のとおり延長加算を頂きます。

9時間以上10時間未満利用は 500円（1割負担50円・2割負担100円・3割負担150円）

10時間以上11時間未満利用は 1,000円（1割負担100円・2割負担200円・3割負担300円）

※①通所介護、②通所型サービス、③通所型サービスA、には別途、月の合計額に5.9%の介護職員処遇改善加算と1.2%の介護職員等特定職員処遇改善加算が加わります。介護職員処遇改善加算とは、介護職員の賃金改善や人事制度の整備、職員の教育・研修、職場環境の改善に使われます。介護職員等特定職員処遇改善加算とは、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を図る加算です。